

「律令国家成立期の国境としての九州」

—隼人・新羅問題と渡来人の動向—

別府大学大学院 文学研究科文化財学専攻 博士前期課程

指導教員 飯沼賢司教授

M1413003 園田涼太

はじめに

隼人の研究は文献に基づく研究はもちろん、考古学からのアプローチも多くされている。古くは本居宣長の『古事記伝』にはじまり、近年では中村明蔵氏や永井修一氏の業績は大きいといえる。また、考古学の進展も目覚ましく、橋本達也氏などによって、古墳時代の隼人について新しい理解が深まっている。律令国家成立期のこれまでの研究をみると、南九州を辺境の地ととらえ、「まつろわぬ民」であった隼人と朝廷との関わり（文化の伝播や隼人の抵抗など）について多くの研究がされている。しかし、辺境の地としながらも、南九州を古代日本の南の国境として捉えることはないようである。

本研究では南九州を国境と捉えることで、朝鮮半島との情勢や渡来人の動向から、古代日本の朝廷と隼人の関わりを見直したものである。構成は三章でまとめ、第一章では隼人墓制について、近年、新たな進展をみせる南九州の墓制について考察する。第二章は、九州の国境問題として白村江の敗戦による対新羅との緊張関係と朝鮮式山城、鞠智城の検討など考察する。第三章は律令国家成立期の隼人について、国境問題として南九州を位置づけ、隼人政策について考察する。

上記をもとに律令国家成立期の隼人政策をみると、対新羅政策との類似点がいくつか見えてくる。一つは渡来人の存在である。対新羅の防衛施設は渡来人によって築城されていくが、隼人政策の中でも、集団移民や八幡神の活躍など、渡来人の痕跡を多く残している。二つ目は八幡神の存在である。山城築城段階では八幡神は確認できないが、十世紀には対新羅神としての性格を持つようになる。そして、隼人政策では八幡神によって反乱の鎮圧がなされるのである。これは、八幡神が九州の二つの国境に携わった渡来人の神であり、隼人政策で国境問題を終結に導いたことで、国境神としての性格が強まったものと考えられる。最後に、対新羅政策の中で、同じ朝鮮半島の渡来人をうまく引き込んだ朝廷だが、藤原広嗣の乱では、広嗣軍の隼人の説得に同じく隼人である畿内隼人を派遣している。本来国家のそとに位置づけられた人々を内側にとりこみ、国境政策にあてるこの動きは、明らかに朝廷の国境問題に対する意図的な思惑を感じる。本研究で示したように、隼人政策は国境問題としての性格を持ち、それは対新羅の問題とも無関係ではない。隼人の問題を国境問題と捉えることでさらなる研究の進展を期待したい。